

第3次雲仙市総合計画策定等支援業務仕様書

1. 委託業務名

第3次雲仙市総合計画策定等支援業務

2. 業務目的

本業務は、「第2次雲仙市総合計画及び雲仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和8年度をもって計画期間が終了することを受けて、計画期間を令和9年度からとする「第3次雲仙市総合計画（雲仙市デジタル田園都市国家構想総合戦略を内包）」の策定を目的とする。策定に当たっては、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、目指すべき地域ビジョンを再構築したうえで改訂する。

なお、総合計画及び総合戦略の策定については、今後も進むことが予想される少子高齢化、デジタル化社会において適正な行財政運営を行うため、現実的で市民が未来への希望を持てることを念頭に置き、これまでの施策の進捗状況や成果、社会情勢の変化等を踏まえた実効性のある持続可能な計画を策定する必要があることから、第3次雲仙市総合計画（雲仙市デジタル田園都市国家構想総合戦略を内包）策定等の支援を求めるものであり、知識、技術、経験を有する事業者等に委託する。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務内容

(1) 計画準備及び基礎調査

本業務の目的を十分把握し、合理的かつ能率的な工程別の作業計画を立案するものとする。また、市の実態を把握するための基礎調査として、雲仙市の現状分析や社会環境整理、人口推計等の将来フレームの推計・分析等を実施する。なお、業務の遂行に必要な資料収集について発注者と調整を図り、適切な作業計画及び基礎調査を行う。

- 社会動向の調査、分析
- 市の現状把握、分析
- 市が抱える課題の整理
- 関連計画の把握、整理
- 類似、周辺市町村との比較、分析
- 現総合計画の進捗状況の把握、整理など
- 将来フレームの推計（人口推計、財政状況の分析推計など）

(2) 市民意識調査の実施、分析及び報告書の作成

市民 3,000 人（無作為抽出）に対して意識調査を実施するにあたっての調査の企画、集計、分析等の実施と報告書の作成

発注者	受託者
実施方針の確定 調査票案の検討と確定 対象者の抽出及び宛名ラベル作成 回収アンケートの開封・管理 アンケート結果報告書案の検討	調査票案の作成と補修正 WEB 回答フォームの作成 調査票及び発送・回収用封筒の印刷 封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業 アンケート配布・回収経費負担 回収アンケートの入力 自由記述回答部分の整理 単純集計・クロス集計 調査結果の分析 アンケート結果報告書案の作成と補修正

(3) 雲仙市総合計画審議会等の運営支援

審議会において使用する資料等の作成支援及び必要に応じた会議への出席

総合計画審議会 : 6回程度

総合計画等推進本部 : 3回程度

総合計画等推進本部幹事会 : 2回程度

(4) 市民参画手法に関する支援

ワークショップの企画提案、資料作成、運営等の実施の支援

ワークショップの会場は市の施設を予定。2回程度

(5) パブリックコメントの実施支援

関連資料等の作成支援

意見の取りまとめ及び総合計画案への反映

(6) 雲仙市総合計画案の策定

「第3次雲仙市総合計画」においては、「基本構想」「基本計画」の枠組みに準拠しつつ、「総合戦略」については、「基本計画」の中の重点施策として位置づける。

ア 基本構想原案作成

基本構想の構成については、本企画提案書等も踏まえ契約締結後において調整するものとするが、記載事項としては「雲仙市の概要」「計画策定の趣旨（基本構想の理念）」「時代の潮流」「雲仙市の財政状況」「雲仙市の将来像」「雲仙市の基本方針」などを基本として構成する。

イ 前期基本計画原案作成

基本構想における基本目標を達成するための政策や主要施策について、現状分析や課題を整理するとともに、これまで市が策定した各計画や市民アンケート等を踏まえ、各担当部局との聞き取りや意見交換等により整理する。併せて、雲仙市の特色を活かしたまちづくりを進めるための重点プロジェクトの作成を支援する。

また、基本計画には市民参画は重要であり、市民に分かりやすく基本計画の進捗を周知するとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを形成するため、指標となる数値目標の設定に

ついて支援する。

なお、前期基本計画については、SDGs（持続可能な開発目標）を推進するための計画として活用できるような構成とする。

ウ 総合戦略作成

地方創生の更なる充実・強化のため、本市の社会課題解決や魅力向上の取組を示すもので、基本的考え方や基本目標、取組内容、取組スケジュール等の提案をする。

エ データ・グラフ等の整理及び作成

総合計画の作成にあたり、人口、経済、各分野におけるデータやグラフを整理し、原案に掲載する作業を行う。

(7) 策定後のPDCAサイクルへの取組における提言

雲仙市の市政運営を適切に行うためには、基本計画に基づき市の取組状況を市民へ紹介するとともに、その評価を整理する必要がある。

そのため、基本計画策定後のPDCAサイクルを適切に行う必要があることから、これまでの市の取組を踏まえ、今後のPDCAサイクルが適切に取り組めるよう、その手法について提言する。

(8) 第3次雲仙市総合計画及び第3次雲仙市総合計画概要版のデザイン

ア 計画書デザイン

第3次雲仙市総合計画及び第3次雲仙市総合計画概要版のレイアウト作成

冊子内で使用する写真編集、イラストの作成

イ 電子媒体作成

第3次雲仙市総合計画原案（総合計画基本構想原案、基本計画原案を含む。）第3次総合計画概要版原案の各データ一式（電子媒体に保存、ホームページ公開用のPDFデータを含む。）

ウ 第3次雲仙市総合計画の概要を説明する資料の作成

5. 成果品

本業務委託の成果品は次のとおりとする。

ア 雲仙市総合計画等審議会への提供資料（第3次雲仙市総合計画の取組方針、素案、原案）

イ 第3次雲仙市総合計画原案（A4判、200ページ以内）

※印刷業務は含まない。

ウ 第3次雲仙市総合計画概要版原案（A4判、20ページ以内）

※印刷業務は含まない。

エ 上記イ及びウの電子データ（DVD又はCD、3枚。※電子データについては、PDFのほか、編集等が可能なWord、Excel形式等とすること。）

6. その他

(1) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために、本業務の担当部署と連絡調整を行わなければならない。

(2) 成果品納入後に発生した、受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに

必要な措置を行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

- (3) 受託者は業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、雲仙市に帰属するものとする。
- (5) 本業務の担当部署は次のとおりである。

担当部署 雲仙市 政策企画課

所在地 長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

電話 0957-47-7709 FAX 0957-38-3514